

第 8 6 3 号  
令和 8 年 5 月 2 1 日

総  
合  
事  
務  
組  
合  
公  
報

目  
次

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………1頁

(公平委員会規則)

千葉市中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館  
千葉市町村総合事務組合  
電話 〇四三(三一) 四一五五

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。  
必ず関係部課に供覧してください。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十一日

千葉県市町村公平委員会委員長 石井 慎一

千葉県市町村公平委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年千葉県市町村公平委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一鴨川市の項市長部局の日本庁の節職の欄中「部長」を削り、同目中清掃センターの節を削り、同項教育委員会の目中学校給食センターの節を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。